

ため、15世紀代には調査区外が集落の中心と考えられる。

では七社神社遺跡他の中心時期はいつであろうか。3区からは6世紀後半から末の土師器高坏が、SP02から1点みられ、ついで、7世紀前葉の土器は包含層の須恵器や土師器を含めてもは少ない。それ以前は、1区竪穴住居跡の時期から6世紀後半から末まで、調査範囲の中では、人々の活動の痕は認められない。3区・4区・5区で安定的に遺構・遺物が認められる時期は、7世紀中頃以後である。その後の展開については、5区では山茶碗の時期まで、人々の活動の痕はきわめて薄い。奈良時代にはいると、3区・4区では遺構・遺物の発見がピークをむかえるが、その時期は8世紀中葉から8世紀末・9世紀初頭である。

この時期、3区・4区では掘立柱建物跡がそれぞれ1棟検出されている。3区で出土した須恵器の中には墨痕があつて硯に転用された例が数点、その他に墨痕があるもの、墨書があるものが出土している。墨書のある土器は12世紀から13世紀の山茶碗にもみられるが、8世紀代の墨書土器が多い。当時、この地域は『倭名類聚鈔』段階の土方郷の一部、もしくはその近隣と考えられるが、墨書土器や転用された硯の存在から、この付近に郷長のような漢字を解し、使いこなす人々の存在を想定することも許されよう。

また3区の土器集中の中には、甕を割って地表に置いた例や当時の仏具に多い浄瓶を置いた例があるが、いずれも8世紀中葉から8世紀末・9世紀初頭の時期である。何らかの行事が行われたと解すことができよう。しかしその後は、3区と4区では10世紀の灰釉陶器の碗、ロクロ土師器などが少数みられるなど、人々の活動の痕はきわめて薄く、この集落域の移動や人口の減少も想定される。

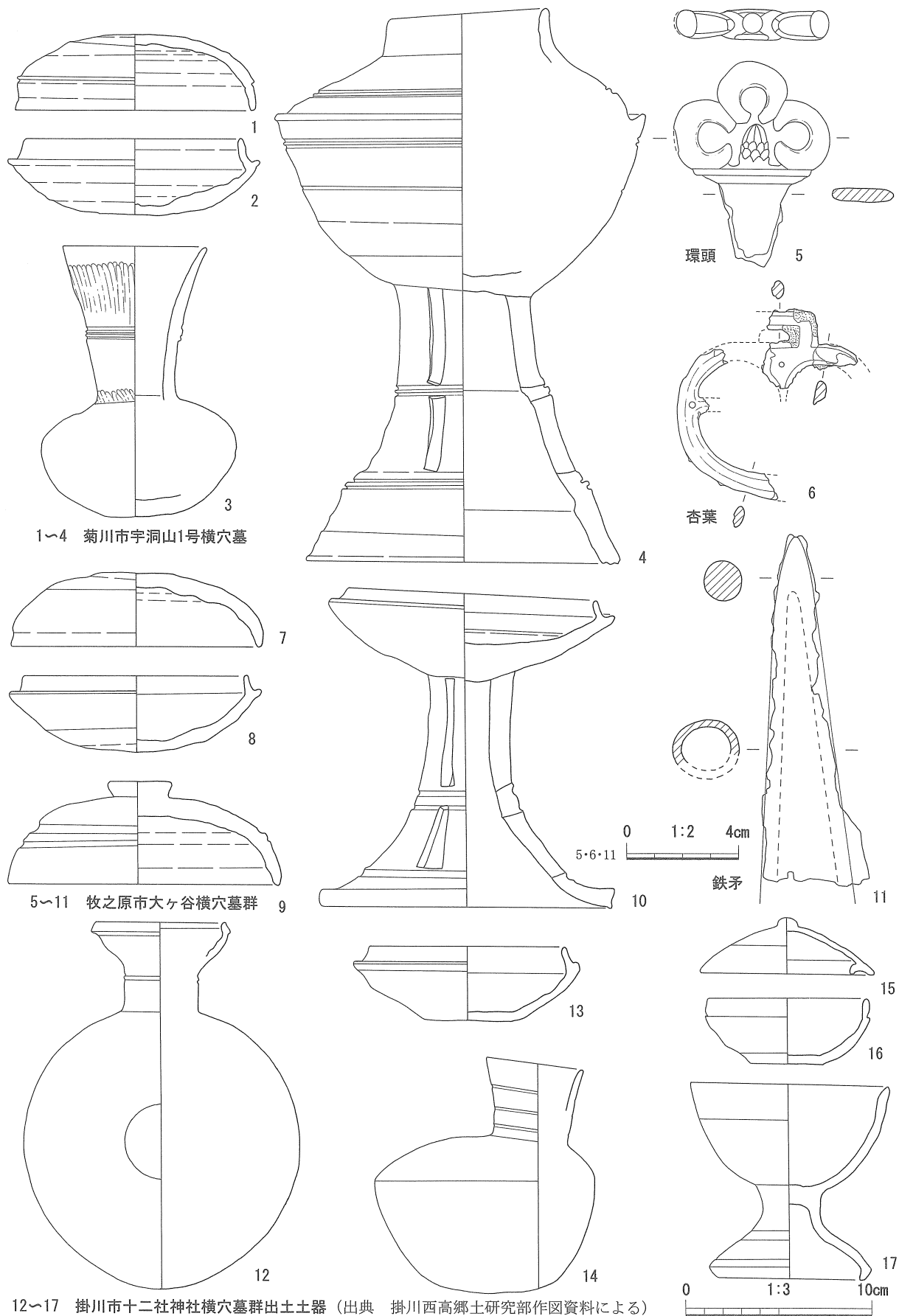
ではつぎに出土遺物が顕著にみられる12世紀段階には、遺跡はどのようなであろうか。3区のSR02出土の13世紀前葉の遺物の中に、ロクロカワラケが認められる。この時期カワラケは、儀式用の器であつて一般集落ではあまり出土せず、社寺や居館跡などから出土することが多い。すると、この時期、SR02周辺にそのような勢力の存在も注意すべきかもしれない。そのほか3区・4区・5区の出土遺物には、12世紀中葉から13世紀中葉までの山茶碗・小碗・小皿とともに、中国製陶磁器の白磁・青磁も出土している。この点数は山茶碗に対し、遠江の集落遺跡では多いので、カワラケ同様に周辺に地域の有力者の存在を考慮すべきかもしれない。15世紀後葉をのぞいて、その後はほとんど遺構と遺物は認められず、居住域からはずれ、水田などの耕地となつたと考えられる。

第2節 尾張系須恵器と山茶碗の搬入

七社神社遺跡の東側には5世紀後葉から末に築造された五塚山古墳がある。すでに指摘があるように、この古墳出土の有蓋付四連坏と台付三連甕については、尾張の須恵器窯で焼造された須恵器であつた。このことから古墳の築造された5世紀後葉から末には、この地域の小首長と須恵器を介し交易があつたとみることができる。

七社神社遺跡から出土した7世紀代の須恵器の中に、近接する星川窯跡群で焼造された製品が少なからず含まれていた。この星川窯跡群は、TK10号窯式、TK43号窯式、TK209号窯式に併行する6世紀中頃から7世紀前葉の須恵器と須恵質埴輪を焼造していた（柴田稔 1986）。それ以前、同じ小笠山丘陵には衛門坂窯跡群が存在したが、この窯跡群は星川窯跡群より先行しMT15号窯式併行期から始まり、TK10号窯式と続き、TK43号窯式の早い頃に生産が終了した。以前、この窯跡群の須恵器と須恵質埴輪から尾張系陶工の関与を推定したが（足立順司 1983）、その後、この窯跡で焼造された須恵質埴輪の特長を分析した鈴木敏則氏の指摘によって、尾張系埴輪に位置づけられている（鈴木敏則 2001）。

七社神社遺跡と同じ頃、周辺では横穴墓で構成される群集墳が盛んに築造されていた。この中で、旧



第51図 東遠江横穴墓の出土遺物

大東町佐東地区の玉体第3号横穴墓はTK10号窯式～TK43号窯式の有蓋高坏が副葬されていたが（大東町教育委員会 1991）、これは尾張系須恵器の特徴をもっていた。同じく旧大東町睦三地区の毛森山横穴墓群の一角にある田ヶ谷B1号横穴墓からは（大東町教育委員会 2004b）、尾張系須恵器の坏蓋が認められた。これはTK217号窯式に併行する時期の製品と考えられる。古代の城飼郡新野郷にあたる新野西ノ谷B1号横穴墓と第4号横穴墓から高台のつく坏身に扁平なつまみをもつ坏蓋のセットが出土したが（町史編さん委員会 2006）、これも7世紀後葉～末の尾張系須恵器と考えられる。

この状況をみると、旧城飼郡南部には少数例ながら6世紀後葉から8世紀初頭まで、尾張からの須恵器が搬入されていたことが知れる。他方、須恵器と須恵質埴輪の焼造に当たっては、尾張系陶工に移住と一定期間の定住という背景がある。このような移住と定住が重なり合って、須恵器の搬入が行われたと考えてみたい。『続日本紀』宝亀二（771）年三月の上には、私物をもって窮民を救った人物に城飼郡主帳玉造部広公と檜前舎人部諸国がいたが、この功により二人は爵を賜った。主帳という職務は郡四等官のうち最下級にあたり、律令の規定では郡主帳二人は上郡の定数にあたる（和田英松 1902）。このことから8世紀の城飼郡は12郷からなっていたと考えられる（原秀三郎 1994）。

なお檜前舎人部（ひのくまのとねりべ）とは宣化天皇の親衛隊である舎人にちなむ。『新撰姓氏録』では神別 火明命の子孫とされ、尾張連と同祖一族とされている。このことから城飼郡における檜前舎人部の存在は、6世紀から7世紀における尾張との交易や陶工集団の移住と結びつけて考えることができるかもしれない。

『先代旧事本紀』では物部氏の祖先饒速日（ニギハヤヒ）命は、尾張連の祖先である火明命と同一神とする。すると天神族（天津神の子孫）の物部氏は、『新撰姓氏録』の天孫族である尾張連より分かれた檜前舎人という記述とは相容れないこととなってしまう。檜前舎人を物部氏を出自とする説は、遠江における久努や遠淡海など旧国造が物部系氏族と伝わっている点、『旧事本紀』が物部氏を重視している点から、その領域の氏族は、何らかのかたちで物部系氏族の影響を受けていたとみるべきかもしれない。

つぎに尾張から入っている山茶碗についてふれてみたい。七社神社遺跡3区では常滑編年6-a型式の碗と小皿が、6区では5型式の碗が出土した。遠江の中世遺跡では、12世紀段階で常滑窯の壺・甕類が認められることは多いが、碗・皿類の供膳具の報告に接することは少ない。ところが下平河八幡神社西遺跡、下平河八幡神社谷遺跡出土中世土器を分析した溝口彰啓氏によると（溝口彰啓他 2009）、常滑3型式の碗がみられ、常滑5型式あたりからその出土量が飛躍的に増加し、6-a型式の碗・皿類とあわせると同じ時期の碗・皿類の過半数を占めるという。

近隣の毛森山横穴墓群薬師3号横穴墓から、常滑編年6-a型式の碗が出土している。この資料も含め、だいぶ以前に実測した遺物実測図を提供し、2004年に発掘調査報告書が刊行されたが、報告書では常滑窯の碗であることの記述はもれている（大東町教育委員会 2004b）。同じく旧大東町の明僧横穴墓群西支群3号横穴墓からは、常滑編年5型式の碗が出土している（大東町教育委員会 1995）。以上の例から七社神社遺跡周辺は尾張系山茶碗が一定量搬入され、消費された地域であることを確認できた。

第3節 城飼郡の古代氏族

七社神社遺跡では7世紀後半から8世紀代が1つのピークの時期であった。ここではその基盤となる背景を知るために、つぎの文献資料や木簡によって確認できる城飼郡の古代氏族についてふれ、あわせて考古学に知れるこの地域の後期古墳の実態と比較・検討してみたい。

大山守皇子、是土方君・榛原君、凡二族之始祖也…「日本書紀」 応神天皇二年の条

以下、小治田朝廷（推古朝）城飼評督以後、城飼郡司となる。「土方家系図」（静岡県 1989）